地域計画(案)

令和7年3月28日
令和7年5月20日
(第1回)
令和16年度
観音寺市
(205)
八幡・茂木地区
(八幡、茂木集落)

- 注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	24.89 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	3.47 ha
② 田の面積	17.43 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	7.46 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	4.03 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

(1佣石)

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 - 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 - 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 - 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、 備考欄にその旨記載してください。
 - 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 - 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。
- (2) 地域農業の現状及び課題

八幡集落の一部と茂木集落は市街化区域であり、今後も農地転用が進むと考えられるが、営農に適した一団の農 地は引き続き、有効活用していく必要がある。なお、後継者未定の面積が多いため、新たな農地の受け手の確保が 必要である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

砂地である八幡集落沿岸部の畑作では、すでにJA部会を立ち上げ、セルリーの特産化に取り組んでおり、今後も 時代やニーズに合わせた収益性の高い園芸作物の生産を検討していく。 茂木集落についてはレタスなどの野菜と稲作の複合経営を中心に行う。

- 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
 - (1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地中間管理事業の活用による担い手への農地集積・集約を基本としつつ、担う者の農作業に支障のない範囲で 農地利用を進める。

(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

将来の目標とする集積率 % 現状の集積率 36 96 % 37.25

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標

農地の集積・集約化を進めるため、農業委員、農地利用最適化推進委員等と調整しながら農地中間管理機構を通 じ団地化を図っていく。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組

八幡集落の農地利用は、基本的には認定農業者等の15経営体が担うことにより対応していくが、隣接する室本地区・当免集落等を含め、すでに個人間での相対の貸借が進み、受入れ面積も限界に近づいていることから、新たな担い手を確保することも視野に、対応していく。

農業振興地域外の茂木集落の農地利用についても、すでに個人間での相対の貸借が進んでいるが、認定農業者等の3経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

(2)農地中間管理機構の活用方法

農地の集約化を進めるため、地区内の担い手等が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、 農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、 機構を通じた担い手等への貸付けを進めていく。

(3)基盤整備事業への取組

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を検討していく必要がある。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

多様な農業人材を募るとともに、今後も香川県西讃農業改良普及センター、香川県農業協同組合等の関係機関との連携を密に行い、地区内の農地が集積・集約できるよう取り組んでいく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

防除作業の委託等により作業の効率化を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

			HICKOCK DISCOPER	- 12		C 11	3 + X O C (1 C C O)	
	①鳥獣被害防止対策	N	②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④輸出	⑤果樹等
	□⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携	⑩その他
[選択した上記の取組内容]						
2	有機肥料の使用を進める	5。						

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

	農業を担う者		現状			(日煙	年度:숙	- π	10年後 16 年度)		
属性	(氏名・名称)	経営作目等	経営面	積	作業受託 面積	経営作目等	経営面		作業受託	目標地図 上の表示	備考
認農	Α	野菜	0.74	ha	ha	野菜	0.74	ha	ha	Α	
認農	В	水稲·野菜	0.79	ha	ha	水稲·野菜	0.79	ha	ha	В	
認農	С	水稲・麦・野菜	1.54	ha	ha		1.54	ha	ha	С	
認農	D	水稲·野菜	0.66	ha	ha		0.66	ha	ha	D	
認農	Е	野菜	0.82	ha	ha	野菜	0.82	ha	ha	E	
認農	F	水稲·野菜	0.75	ha	ha		0.75	ha	ha	F	
認農	G	水稲·野菜	0.58	ha		水稲·野菜	0.58	ha	ha	G	
認農	Н	水稲·野菜	1.00	ha	ha	水稲·野菜	1.00	ha	ha	Н	
認農	I	野菜	0.26	ha	ha		0.26	ha	ha	I	
利用者	J	水稲·野菜	0.34	ha	ha		0.34	ha	ha	J	
認農	K	水稲·野菜	0.70	ha	ha	水稲·野菜	0.70	ha	ha	K	
認農	L	野菜	0.08	ha	ha		0.08	ha	ha	L	
認農	M	水稲·野菜	0.19	ha	ha		0.19	ha	ha	М	
認農	N	野菜	0.30	ha	ha		0.30	ha	ha	N	
認就	0	野菜	0.45	ha	ha	野菜	0.45	ha	ha	0	
計	15経営体		9.20	ha	0 ha		9.20	ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する 集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は 「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
 - 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積 を記載してください。
 - 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
 - 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、 経営面積に含めてください。
 - 5: 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名·名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

│ 農用地所有者等数(人) │

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。